

平成 30 年度 第 1 回 海老名市環境審議会 会議録

日時等	平成 30 年 6 月 18 日 (月) 14:00~15:00 議員全員協議会室		
案 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然緑地保全区域の指定について (1 件) < 諮問事項 > ・ 自然緑地保存樹木等の解除について (1 件) < 諮問事項 > ・ 家庭系ごみの減量化策 (戸別収集、有料化含む) について < 答申事項 > 		
出席委員	木下会長、伊藤委員、大貫委員、大矢委員、加藤委員、瀬戸委員、中谷委員、南委員、森島委員、山谷委員 計 10 名		
公開の可否	公開	傍聴者数	3 名
幹 事	畑 副市長 清田経済環境部長 谷澤経済環境部次長 小川環境課長		
事務局・説明者等	環 境 課：吉沢課長補佐、濱田主幹、蓬田主幹、須田主任主事、松本主事、三村非常勤特別職 住宅公園課：松本係長		
結 果	諮問：自然緑地保全区域の指定について (1 件) 自然緑地保存樹木等の解除について (1 件) 結論：原案のとおり了承 答申：家庭系ごみの減量化策 (戸別収集、有料化含む) について 結論：家庭系ごみ専門部会の答申案を環境審議会の答申とすることで 了承		

1 開会 (進行：環境課長)

2 副市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 諮問

—— 審議会に諮問 ——

事務局：(1) 新委員1名の紹介、あいさつ
(2) 機構改革に伴う所管変更の案内
(3) 委員過半数出席により会議成立を報告
(4) 傍聴希望者 3名

5 議事 (海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき会長が議長となる。)

- (1) 自然緑地保全区域の指定について (1件)〈資料1-1〉 …… 諮問事項
(2) 自然緑地保存樹木等の解除について (1件)〈資料1-2〉 …… 諮問事項

委員：①資料中の「指定相談箇所」が今回新規指定をする区域で、「自然緑地保全区域(番号152)」は既に指定済みの区域ということか。
②今回の指定により、より広い区域を一体的に保全ができるとの話があった。一体的な保全のために、市から積極的に区域の指定をすることはできないのか。

事務局：①おっしゃるとおりである。
②本制度は、土地所有者から申請があつてから指定を行うという流れになっているため、市主導で特定の土地を区域指定することは難しい。市としては、土地所有者からの申請を促すために、市広報やホームページ等で本制度の周知を行っているところである。

委員：指定後の自然緑地保全区域で、自然散策やバードウォッチング等ができると思うが、そういった有効活用はできないのか。

事務局：本制度は、指定した区域等に対し奨励金を出すことで、適正管理を促し緑の保全を行うことが目的である。指定区域はあくまでも個人の土地であるため、その土地の開放や有効利用については、土地所有者の意向次第とせざるを得ない。

委員：自然緑地保全区域には所有者の名前や住所が掲載された標識が設置されているが、あれは必要なのか。住所まで掲載するのは、個人情報面で不安を感じる。また、先程の話にも関係するが、保全区域に他人が自由に出入りできると、不法投棄や放火等、防犯上の懸念が生じる。住所が掲載された標識は、土地所有者が遠方に住んでいるかが分かってしまい、それを助長するリスクもあるのではないかと思う。標識の掲載内容等を変更することはできないのか。

事務局：標識については、海老名市環境保全条例施行規則にて、設置と掲載内容が定められている。だが、現在の情勢ではそういった懸念ももっともではあるため、対応については研究していきたい。

【結果】 原案のとおり異議なし

(3) 家庭系ごみの減量化策（戸別収集、有料化含む）について〈資料2〉

…………… 答申事項

家庭系ごみ専門部会部会長：

（「専門部会における検討の結果を、資料2のとおり報告）

（その後、事務局より答申（案）について詳細説明）

委員：この答申（案）や別表には、不法投棄対策や、戸別収集による集合住宅への支援策について、具体的な内容が書かれていないが、これで良いのか。

事務局：本資料は家庭系ごみ専門部会からの答申（案）であり、部会ではその点に関する具体的な意見がなかったため、市で検討するよう促す表現となっている。この答申が環境審議会から市に正式に提出された後に、これを参考にしながら市でごみ減量化策を検討していくこととなる。その際に、先述の課題についても、市でより具体的な方法を検討して示していきたいと考えている。

なお、お話のとおり、不法投棄に対する懸念は意見として多くある。全国的には、有料化に伴う不法投棄増加の事例は聞かないが、当然対策を講じていることと思うし、海老名市でも対策は必要だと考えている。現在も既に不法投棄の問題はあるため、それに対する対策を強化しつつ、更に、不法投棄されにくい環境づくりを進めていきたいと思う。

- 委員： 了解した。
- なお、個人的な意見であるが、不法投棄については、トラックから集積所にごみを投げ捨てていく事例や、逆に有価物の持ち去りといった問題もある。私の住む集合住宅では、監視カメラが少ないため、こういった問題への対処に不安がある。
- 委員： ごみの不法投棄があった場合、犯人が分からなければ、その土地の所有者が費用を負担して処分を行わなければならないというのは本当か。パトロールの強化といった案もあるが、限界があると思うし、監視カメラの設置には費用がかかる。土地を多く持っている人は対応しきれないのではないか。
- 事務局： 不法投棄への対応は、土地所有者が行うというのが原則的な考え方。土地管理の一環として、不法投棄されないような対策をしていただく必要がある。現在市としては、不法投棄防止看板の配布等を行っており、必要であればぜひ活用いただきたい。
- また、不法投棄されやすい土地や地域もある。現在も、神奈川県と合同で年4回パトロール等を行っており、今後の強化も必要と考えているが、おっしゃるとおり行政によるパトロール等にも限界があるため、市民の皆さんの協力も必要である。不法投棄が繰り返される土地があれば、市でも把握しておきたいので、情報提供いただく等ご協力をお願いしたい。
- 委員： 実体験であるが、以前、ある集合住宅周辺で、住民以外の方がごみを勝手に置いていくということが多く見受けられた。そのため自治会にもかけ合って、通勤者の多い道路沿いにあったごみ集積所を、別の場所に分散して設置したら、不法投棄がなくなった。また、網をかけるだけではなく囲いのあるごみ集積所にする等、ごみ集積所の在り方を工夫することで、不法投棄が大分改善される。ぜひ参考にして欲しい。
- 事務局： 貴重な意見をいただき感謝する。
- ごみ集積所については、折畳み式の箱型のものに変えたら不法投棄がなくなったという地域の話も聞いている。そういった事例も参考にしながら、今後の手法や対策について検討していきたい。
- 委員： 戸別収集にすることで、少なくとも集積所への不法投棄は減るのではないか。排出者が自分のごみに責任を持つという点でも、戸別収集はごみの減量化に効果があると思う。そのため、戸別収集とごみ有料化は、ペアで実施することで効果があると常々思っていた。町田市では戸別収集と有料化を同時に実施している。先日、町田市

の集合住宅に住む人から話を聞いたのだが、「戸別収集が始まる前には、集合住宅に住む者にはメリットがないと思っていたが、実際に始めてみるとメリット(まち全体がきれいになった)を実感した」とのことであった。ぜひ、町田市等他市町村の事例も参考にして欲しい。

また、先程話が出た私有地への不法投棄は重要な課題だと思う。こういったケースの廃棄物は、家庭系ごみよりも、事業系ごみや粗大ごみが多いのではないかと。不法投棄の処分に係る土地所有者の負担が軽減される制度があったら良いと思う。

事務局： 集積所以外への不法投棄の懸念はもっともである。現在は、あくまで環境審議会から答申をいただく段階であるため、課題への対応策は、今後市で具体的に検討していきたい。貴重なご意見として賜る。

委員： 私は家庭系ごみ専門部会にも参加して、この答申案の作成に関わってきた。部会で審議した戸別収集についてはぜひとも実現してほしいと思うし、有料化についてもごみ減量化に向けて必要な対策だと考えている。

この答申を市に提出した後は、どのような流れになるのか。この答申内容は、どれほど尊重してもらえるのか。戸別収集・ごみ有料化について、市民全員の賛同を得るということは難しいとは思いますが、専門部会・審議会ですらこれだけ審議してまとめた結果であるので、市にはできる限り、答申に沿って施策を進めていってほしいと思う。

事務局： 今回環境審議会からの最終答申をいただいたら、その内容は尊重すべきと考えている。

今後の流れとしては、この答申を受けて家庭系ごみ減量化に向けた市の基本的な考え方を整理した上で、パブリックコメント等で市民意見を伺い、最終的に市としてどうするかを決定する。その後、条例案件等を議会にお諮りし、細かな制度設計を再度市民に周知し施行、という流れになろうかと思う。

【 結 果 】 家庭系ごみ専門部会の答申案を環境審議会の答申とすることで、異議なし

6 その他

委員： 人づてに聞いた話なのだが、「家庭系ごみ有料化については、環境審議会を通れば、そのまま市の方針として決定するはずだ」という発言が、市か市議会議員からあったとのこと。

環境審議会が市の言いなりの機関であると誤解されかねないので、もしこういった発言があったのであれば、今後そういったことがないようにしてほしい。

事務局： そういった話があったということで受け止めさせていただく。

なお有料化については、先程の話にもあったとおり、答申後市民意見も聞く等の段取りを経て進めていくので、了解いただきたい。

7 閉会

— 散 会 —